

(趣 旨)

第1条 群馬大学生体調節研究所長適任者選考規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所長適任者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置の時期)

第2条 委員会の設置の時期は、規程第2条第1項第1号の場合は、任期満了の3月以前とし、同項第2号又は第3号の場合は、該当する事由が生じてから14日以内とする。

(組 織)

第3条 委員会は、研究所の主担当を命ぜられた准教授及び講師のうちから教授会において選出された3人の委員をもって組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、所長適任者が所長として発令された日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員2人以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の全員一致を持ってこれを決する。

(処理事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 選挙を行う理由、選挙期日、投票所及び投票開閉時間の公示

(2) 被選挙権者名簿、選挙権者名簿の作成、確認及び公示

(3) 投票及び開票の管理

(4) 投票効力の判定

(5) 教授会への報告及び選挙結果の公示

(6) その他選挙管理に関し必要な事項

2 前項第1号の公示は、選挙日の少なくとも7日前までに、また、同項第5号の報告及び公示は速やかに行わなければならない。

3 第1項第2号の名簿の公示は、その場所及び時間を2日間示して、これを行わなければならない。

(無効投票)

第8条 次の投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 2人以上の被選挙権者の氏名を記載したもの。

- (3) 他事を記載したもの。
- (4) 被選挙権者の氏名を自書しないもの。
- (5) 被選挙権者の何人を記載したか確認できないもの。
- (6) その他前各号に準ずるものとして、委員会が無効と判定したもの。

(開票立会人)

第9条 委員会は、開票立会人2人を教授会に求めるものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成26年12月2日から施行する。
- 2 群馬大学生体調節研究所長候補者選挙管理委員会細則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。